

1. 策定及び改定の目的

- 平成27年12月に策定済みの広域避難計画である「高浜地域の緊急時対応」について、策定後に訓練等により明らかとなった課題等について改定（追加）。
- 新たに再稼働する大飯発電所3・4号機について、上記高浜の改定を含めた「大飯地域の緊急時対応」を策定。

2. 策定及び改定のポイント

<ポイント①>自然災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

対応方針

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

- 余震の発生により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行う
- 国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や原子力発電所の状況等について確認・調整を行う

<ポイント②>観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

対応方針

観光客等一時滞在者への情報伝達体制及びその避難行動の具体化

- PAZ及びUPZ内の観光客や登山客等の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施するため、一時滞在者への情報伝達の手段や体制を具体化

<ポイント③>自然災害等により半島等が孤立した場合の対応策の充実

対応方針

放射線防護施設以外の屋内退避施設の活用

- 半島部や中山間地において、自然災害等により住民等が孤立した際、避難体制が整うまでは退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用

<ポイント④> UPZ内における福祉車両確保策の具体化

対応方針

UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内における必要となる福祉車両（車椅子・ストレッチャー）の台数及び府県内の福祉車両保有台数を把握し、十分な必要台数を確保
- さらに府県タクシー協会の協力の下、十分な必要台数を確保

<ポイント⑤>暴風雪や大雪時などにおける防護措置の具体化

対応方針

特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、人命の安全確保を優先し、屋内退避を実施
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施

<ポイント⑥>県境を跨ぐ広域避難の円滑化

- 県外避難先にて駐車場確保が困難である等の場合に備え、車両一時保管場所を設置

<ポイント⑦>住民が屋内退避するための放射線防護施設の充実化

- 既存の放射線防護施設に加え、工事中を含め新たに5施設を整備

<ポイント⑧>渋滞対策・避難状況把握のための対策強化

- ヘリによる映像配信を活用した誘導・交通対策の充実
- 渋滞や自然災害等による道路混雑時における代替経路の新規設定

<ポイント⑨>乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布の実施

<ポイント⑩>安定ヨウ素剤の確保体制の強化

- 国、関係機関によるUPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合の確保策を明記